

## ODNA型鑑定運用要領

平成22年12月7日

科捜研第353号

警察本部長

### DNA型鑑定運用要領の制定について（通達）

このたび、DNA型鑑定資料、鑑定書等をより一層適切に取り扱い、将来の公判等における鑑定結果の信頼性を確保するため、DNA型鑑定運用要領（平成9年埼例規第50号・科捜研）の全部を別添のとおり改正し、平成22年12月7日から運用することとしたから、誤りのないようになされたい。

別添

## DNA型鑑定運用要領

### 第1 趣旨

この要領は、DNA型鑑定の適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

### 第2 DNA型鑑定の意義及び活用の目的

#### 1 意義

この要領において「DNA型鑑定」とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）の塩基配列の多型性に着目し、これを分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法をいう。

#### 2 活用の目的

- (1) DNA型鑑定は、血痕等の現場資料からの被疑者の特定、被疑者でない者の捜査対象からの除外等の個人識別に活用するものとする。
- (2) DNA型鑑定では、遺伝病等の特定の遺伝形質の有無及びその内容を分析できない。

### 第3 鑑定資料

#### 1 鑑定対象資料

DNA型鑑定の対象となる資料（以下「資料」という。）のうち主なものは、次のとおりである。

- (1) 血液（被疑者の身体から採取した血液を除く。）及び血痕、精液及び精液斑、精液と膿（ちつ）液等との混合液及び混合斑、唾液及び唾液斑、毛根鞘（しょう）の付いた毛髪並びに皮膚、筋、骨、歯、爪、臓器等の組織片
- (2) 被疑者、被害者等から提出を受けた口腔内細胞及び被疑者の身体から採取した血液

#### 2 鑑定資料取扱い上の留意事項

##### (1) 採取時等の留意事項

資料の採取に当たっては、次に掲げる事項に留意するとともに、採取状況及び採取経過を明らかにするなど証拠の証明力の確保に努めるものとする。

また、資料を取り扱う際は、直接手指で触れることのないようにしなければならない。

ア 血痕、精液斑等は、可能な限り、付着したままの状態で採取すること。ただし、これにより難しい場合は、血痕採取テープで採取すること。

血痕採取テープで採取が困難なときは、必要最小限の純水を含ませたキャップ付綿

棒で採取すること。

イ 未乾燥の、又は流動性を有する血液（被疑者の身体から採取した血液を除く。）、精液等は、キャップ付綿棒で採取すること。

ウ 死体の心臓血及び筋、臓器等の組織片については、損壊していないものを採取するよう努めること。

エ 毛根鞘が付いている毛髪は、一本ごとに個別に採取し、適切な容器等に入れるなどして毛根鞘の脱落防止を図ること。

オ 血痕を検索する際に使用するルミノール試薬の噴霧は、必要最小限にとどめること。

カ 資料として被疑者、被害者等から口腔内細胞の任意提出を受け、又は被疑者から血液を採取する場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）等の定めに従い適切に行うこと。

なお、資料の採取に当たっては、鑑定に必要な量を採取するものとする。

キ 採取した資料については、資料を収納した袋に封印を施し、立会人の署名押印を求めて資料の汚染防止及び同一性の確保を図ること。

ク 採取等した資料は、鑑定囑託されるまでの間、当該資料の変質防止等に努めるとともに、他の資料との接触及び混同を防止するため、個別の容器に収納し、保存すること。

## (2) 現場資料の鑑定及び鑑定後の留意事項

ア 資料の残余又は鑑定後に生じた試料（刑事部科学捜査研究所において鑑定に使用するため資料から採取等して分離した物をいう。以下同じ。）の残余は、再鑑定に配慮して保存すること。この場合において、資料を保存するための冷凍庫又は刑事部科学捜査研究所に設置の超低温槽を活用すること。

イ 資料の残余又は試料の残余は、他の資料との接触及び混同を防止するため、個別の容器、袋等に収納し、保存すること。

なお、保存容器は、凍結破損しない物を使用すること。

## (3) 口腔内細胞等の資料の措置

被疑者、被害者等から提出を受けた口腔内細胞及び被疑者の身体から採取した血液について、残余が生じた場合は、次により措置するものとする。

ア 被疑者、被害者等から任意提出を受けた資料については、任意提出書の提出者処分

意見欄の記載に従って措置する。この場合において、警察の処分に委ねられているときはこれを廃棄する。

イ 鑑定処分許可状等により被疑者の身体から採取した資料については、廃棄する。

#### 第4 鑑定書等の取扱い及び保管

鑑定書その他鑑定結果、鑑定経過等が記録されている書類については、刑事訴訟法等の定めに従い適切に取り扱うとともに、捜査書類等管理要領（平成14年刑総第1132号）に基づき、適切に保管しなければならない。

実施日

この通達は、平成22年12月7日から実施する。